日
)

大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり興信所・探偵社業の届出に係る事項の変更の届出をします。

	事	項	変	更	前	変	更	後
変								
更								
内								
容								
変	更年	月日			年	月	日	